該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業の期間中に出産した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

四‖　育児休業等の申出をした組合員が、法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る休業を終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

五‖　育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ　死亡したとき。

ロ　養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

［号を加える。］

［号を加える。］

八　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

［３～５　略］

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第百十六条の五　［略］

一　［略］

二　法第百条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　［略］

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第百十九条の十　連合会は、長期組合員に対し、当該長期組合員の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

［一～五　略］

２　連合会は、長期組合員が退職したとき又は長期組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、

［３～５　同上］

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第百十六条の五　［同上］

一　［同上］

二　法第百条の二の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百条の二の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四　［同上］

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第百十九条の十　連合会は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

［一～五　同上］

２　連合会は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十